

News Release

お客様各位

上越信用金庫

災害復旧ローンの取扱い開始について

このたびの令和8年1月21日からの大雪により被害を受けられました皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

上越信用金庫（理事長 日馬直一）は、令和8年2月9日（月）より、被害を受けられた個人の皆さまの生活再建にお役立ていただけるよう「災害復旧ローン」の取扱いを開始しますのでお知らせいたします。

詳細につきましては、別紙の災害復旧ローンの商品概要をご参照ください。

<災害復旧ローン概要>

取扱期間	令和8年2月9日（月）～令和8年6月30日（火） ※上記期間内にお申込みを受付した分までを対象とします。
ご利用いただける方	次のすべてを満たす個人の方 1.申込時年齢が満18歳以上の方 2.安定継続した収入がある方 3.大雪を起因とした住宅、家財、自動車等に被害（家族の被害を含む）を受けた方
資金用途	1.生活再建のために必要とする次の資金 ①自動車関連資金（オートバイ、自転車を含む） ②教育関連資金 ③住宅・リフォーム関連資金 ④医療費 ⑤その他物品購入・修理資金、サービス購入資金 ※②～⑤については、お申込日時点で支払日から3ヵ月以内のものに限り支払済資金もご利用いただけます。（ただし③は、売買契約や工事請負契約時に支払う手付金・契約金に限ります。） 2.生活資金 ※1回限り50万円以内となります。 3.当金庫からお借り入れた証書貸付型消費者ローンのお借換え資金（お借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む） ※フリーローンは除く、①または②と合わせたお申込みに限ります。
ご融資金額	1,000万円以内
ご融資期間	3ヵ月以上15年以内（元金返済据置期間を含む）
ご融資利率	年1.65%（変動金利・保証料を含む）<令和8年2月9日現在適用金利> ※実際にお借入いただく日の金利が適用となり、お申込時の金利と異なる場合があります。
ご返済方法	毎月元金均等・元利均等分割返済（元金返済据置期間は1年以内となります。ただし、資金用途が教育関連資金のみの場合は卒業予定月までとなります。） ※保証金額の50%以内につき6ヵ月ごとのボーナス返済併用もご利用いただけます。
担保・保証人	一般社団法人しんきん保証基金が保証しますので担保・保証人は不要です。
その他	ご融資金は、原則としてお支払先に振込させていただきます。 ※支払済資金は除きます

以上

※詳しくは当金庫窓口・得意先係にお問い合わせください。